

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成
に関する規則

平成 20 年 3 月 25 日 規則第 4 号
平成 22 年 3 月 8 日 規則第 2 号
平成 30 年 7 月 27 日 規則第 6 号
平成 31 年 1 月 23 日 規則第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日 規則第 1 号
最終改正 令和 6 年 1 月 13 日 規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号）第 5 条の規定に基づき、はり、きゅう施術費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施術　はり、きゅうによる施術をいう。
- (2) 施術担当者　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「法」という。）第 1 条に規定するはり師、きゅう師の免許を受けた者であって、本県に住所を有して施術の業を営んでいるもののうち、広域連合の長（以下「広域連合長」という。）が指定した者をいう。

(助成の額及び回数)

第 3 条 助成の額及び回数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成額 施術 1 回当たり 700 円
 - (2) 助成回数 1 日当たり 1 回かつ 1 月当たり 5 回以内
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施術は助成の対象としない。
- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する療養費の支給が適用される施術
 - (2) 前号に該当する施術と同日同一施術所で行った施術（助成の方法等）

第 4 条 施術を受けた被保険者は、当該施術費から前条に定める助成額を差し引いた額を施術担当者に支払うものとする。

- 2 施術担当者が施術をしたときは、はり、きゅう施術費助成金交付申請書（様式第 1 号）にはり、きゅう施術明細書（様式第 2 号。以下「明細書」という。）を添え、施術した日の属する月の翌月 10 日までに広域連合長に提出しなければならない。
- 3 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該施術担当者に対し速やかに助成金を支払うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施術担当者が第三者に対し助成金の受領の委任を行うときは、委任状（様式第 3 号）を添付しなければならない。
- （施術の手続き）

第 5 条 施術担当者は、被保険者から施術を求められたときは、高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 3 項に定める方法で資格を確認した後、施術を行うものとする。

- 2 施術担当者は、施術を行ったときは、その都度、明細書に所定の事項を記入し、被保険者へ確認のうえ、1 月当たり 1 回以

上、被保険者氏名の記載を受けなければならない。

(施術録の備付け等)

第6条 施術担当者は、被保険者に対して施術を行ったときは、その施術の内容を明らかにするためにはり、きゅう施術録（様式第4号）を備え、施術の都度所定の事項を記入しなければならない。

2 広域連合長は、必要に応じ、施術担当者に対して必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、職員をして前項の施術録及び明細書並びに助成対象施術の関係諸帳簿その他必要な書類等を実地に検査し、説明等を求めることができる。

3 前項の規定により実地検査に当たる職員は、その身分を示す証票（様式第9号）を携帯し、施術担当者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 施術担当者は、施術録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(施術担当方針)

第7条 施術担当者は、被保険者の施術に当たっては、親切を旨とし、施術に関し必要な事項は、分かりやすく指導しなければならない。

(施術担当者の指定の申請)

第8条 施術担当者の指定を受けようとする者は、はり、きゅう施術担当者指定申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) はり師免許証又はきゅう師免許証の写し
- (2) 施術所開設届出済証の写し
- (3) 住民票の写し（交付日から3ヶ月以内のもの）

(指定証の交付)

第9条 広域連合長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、適當と認めるときは、施術担当者に指定し、施術担当者指定証（様式第6号。以下「指定証」という。）を当該申請者に交付する。

(指定証の掲示)

第10条 施術担当者は、施術所の見やすい場所に指定証を掲示しなければならない。

(施術担当者の辞退)

第11条 施術担当者の指定を辞退しようとするときは、当該施術担当者は速やかに、はり、きゅう施術担当者辞退届（様式第7号）を広域連合長に提出しなければならない。

(指定の取消し又は停止)

第12条 広域連合長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第2条第2号に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 故意に不当な施術費の請求をしたとき。
- (3) 第6条第2項の規定による広域連合長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の説明等を行ったとき。
- (4) 施術担当者が前条の辞退届を提出したとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この規則に違反したとき。

(指定証の返還)

第13条 施術担当者は、第11条による指定の辞退を申し出るとき、又は前条により指定の取消又は停止となったときは、指定証を遅滞なく広域連合長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第14条 施術担当者は、第8条による指定申請の内容に変更が生じたときは、当該施術担当者は速やかに、変更内容が確認できる書類を添えて指定申請内容変更届（様式第8号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出を行う施術担当者で、指定証の記載内容に変更が生じる者は、遅滞なく指定証を広域連合長に返還し、書き換え手続きを行わなければならない。

(助成金の返還)

第15条 広域連合長は、偽りその他不正の行為により、この規則による助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、市町におけるはり、きゅう施術助成に関する規定により施術担当者の指定を受けている場合は、第8条各号に規定する書類の添付は要しない。
- 3 第8条及び第9条の規定による施術担当者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年3月8日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）

から施行し、改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われる施術について適用する。

附 則（平成30年7月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月23日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第4項の規定は、平成31年1月以後の施術について適用し、平成30年12月までの施術については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月13日規則第10号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。